

令和5年12月26日

事業者
受講希望者 各位

(石川労働局長登録教習機関)
(一社)七尾労働基準協会

この際 全員に資格を!



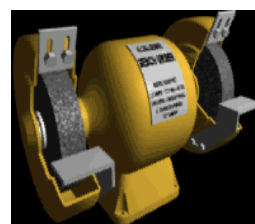
「自由研削といし(グラインダー等)の取替・試運転業務特別教育
講習会」の開催について

労働安全衛生法では、「自由研削といし(グラインダー)の取替え又は取替え時の
試運転の業務」に労働者を就かせるときは、法令で定めるところによる特別教育を
実施しなければならない」と定められています。

【労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条第1項】

グラインダー等を使用する事業場におかれましては、特別教育を実施していない
労働者の受講についてご配慮方お願いいたします。

※自由研削といしの種類・・・①携帯用グラインダ ②卓上(床上)用グラインダ
③スインググラインダ④ワゴングラインダ ⑤切断機等・・・



記

1 日程 1日講習 (学科4時間・実技2時間 計6時間)

実施日	令和6年3月6日(水) 9:00~16:00 受付時間 8:30~8:50
会場	石川県立七尾産業技術専門校 (七尾市津向町へ34)

2 受講資格 18才以上の者

